

確かな明日を!



ダイワ

パートナーズ通信

Vol.15

www.sagami-daiwa.com/ 発行:株式会社 相模ダイワ 相模原市中央区矢部1-14-1 tel.042-752-8301 fax.042-752-8309



●季節の特集

夏の風物詩 風鈴を愛でる

■オーナー様ご紹介

素敵なオーナー様をご紹介しています
平井 孝直さん 海老名市在住

■相模ダイワからのお知らせ

消費税アップ目前!
早めのスタートが肝心!

■ファイナンシャルプランナーの

ちょっと気になる相続・事業承継の話し
「借地権の更新」

■法律なんでも相談

「賃貸借契約締結の拒絶について」

■そこが知りたい税務処理

「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税」

■特報!

ダイワホーム橋本店 移転オープン



リニューアルオープンしたダイワホーム橋本店



ご来店したお客様を迎える
対面カウンター

白を基調とした店内

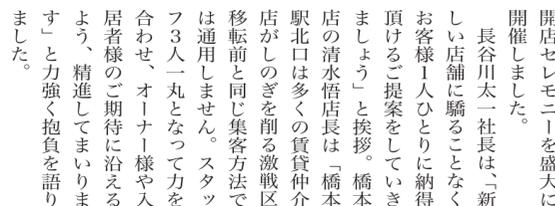
ダイワホーム橋本店が西橋本4丁目からJR橋本駅北口へ移転
5月25日にリニューアルオープンしました。
今回は、新しくなったダイワホーム橋本店をご紹介いたします。

**橋本駅徒歩約1分
駅近で来店アップ!**

新店舗は、部屋を探すお客様が足を運びやすいように、JR橋本駅北口を出てから徒歩約1分の距離に構えました。この「駅近」の立地で、お客様とゆつく

様の来店率アップを図ってまいります。
店舗面積は約55平方メートルで、「お客様が落ち着いてお部屋探しができるように」と、白を基調としたデザインで店内をまとめました。また、お客様とゆつく

りお話しができる商談スペースを設け、お子様連れのお客様に向けては、キッズコーナーを設置しました。
担当の営業エリアは従来と変わらず、相模原市緑区全域と中央区の一部となります。



ご来店したお客様を迎える
対面カウンター

白を基調とした店内

**激戦区の橋本で
契約数トップ目指す!**

オープンの5月25日は、相模ダイワグループのスタッフが集まり、開店セレモニーを盛大に開催しました。

長谷川太一社長は、「新しい店舗に驚くことなく、お客様一人ひとりに納得頂けるご提案をしていきましょう」と挨拶。橋本店の清水店長は、「橋本店北口は多くの賃貸仲介店がしのぎを削る激戦区。移転前と同じ集客方法では通用しません。スタッフ3人一丸となって力を合わせ、オーナー様や入居者様のご期待に沿えるよう、精進してまいります」と力強く抱負を語りました。



開店セレモニーの様子

**ダイワホーム
特報!!**

ダイワホーム橋本店 移転オープンしました!

**オーナー様へ
橋本店の
ポイント解説!**

長谷川太一社長が
橋本店のポイントを解説いたします

point 1
美術館が
コンセプト

橋本店の内装は、お客様にゆつくり物件を選んで頂くこと、ギャラリーや美術館のような店舗づくりをコンセプトとして設計しました。

そのため、店内は白を基調としており、絵画も配置し、落ち着いた雰囲気演出しております。

橋本店のお近くに、お出かけの際には、この雰囲気を感じて頂きたいと思いますので、ぜひご来店ください。

point 2
地域のハブ
ステーション

橋本店の役割は、仲介業務だけではなく、相模ダイワの物件を幅広く発信し、地域のハブステーションとしての活用も見込んでおります。入居様、オーナー様だけでなく、他業者様にも愛されるような店舗を目指します。

また新しい役割を果たせるよう、募集業務に磨きをかけて、心新たに体制づくりに臨んでまいります。

入口には絵画を展示

落ち着いた雰囲気の商談スペース



**清水店長が語る
今後の橋本店は?**

店長の清水です。橋本店は、物件情報の貼り出しや看板設置で、お客様が入りやすい店舗づくりを目指します。また、現在の要となっているインターネットでの募集も強化してまいります。

お客様一人ひとりに、親身に丁寧に対応させて頂き、オーナー様のご期待に応えてまいります。今後とも宜しくお願いいたします。

左から千葉恵理、清水店長、富永奈津子

ダイワホーム橋本店
相模原市緑区橋本6-19-2 ヤジマビル1階
TEL.042-714-6161
FAX.042-714-6162
※駐車場は、橋本駅北口の市営駐車場をご利用下さい。



契約の成立が合理的に...

相模原法律事務所 弁護士 伊藤信吾

契約前においては、貸借人自由な理由で契約を拒否することが出来る...

契約の締結が重要視された判例も...

貸借契約の成立に向けての準備を行ってきた入居予定者に対して、本件貸借契約の成立について...

契約前の拒否と契約自由の原則

契約の締結が重要視された判例も

相模原法律事務所の伊藤信吾です。賃貸住宅を経営されているオーナー様のお悩みを法的観点から解決に向けてアドバイス致します。

法律なんでも相談室 賃貸借契約締結の拒絶について



伊藤信吾弁護士の法律なんでも相談室



フォルトーナ(ダイワハウス施工) 完成引き渡し後と同時に満室になった平井さんの「フォルトーナ」。



フォルトーナの看板前に立つ平井さん フォルトーナは3階建てで、12.7帖のLDKと洋室6帖の1LDKが6室。

相模ダイワへ期待することは? 今までも十分に目をかけて頂いてきたので、これ以上望むとバチが当たりそうです(笑)。

平井さんとは海老名にお住まいのオーナー様。相模ダイワと約30年のお付き合いがあり、一昨年、物件をリニューアルされました。

それからの付き合いになります。また物件横の道路の拡幅工事、アパートを縮小することになった時にも親身に相談に乗って頂き、お世話になりました。

多大なフロアをして下さいました。そのおかげで、建て終わる前に満室になりました。

2回、海老名駅前で開催された詐欺防止キャンペーンに参加し、チラシ配りをして注意喚起を行っています。

いやいや、私だけでなく、地域の自治会の皆さんと協力しているんですよ。自宅近くに新田小学校があるので、朝と夕方に通学路での見守り活動も行っています。



オーナー様ご紹介

管理もお任せし、しっかりとやって頂いているので、クレームもなく、平穏な毎日を過ごしています。



平井さんのご自宅は地域防犯連絡所になっています。

きょうからの健康



熱中症予防法 傘や帽子などで直射日光を防ぎ、こまめな水分補給を。

熱中症の予防と対処

体温を上げない 熱中症対策 今年も暑い夏がやってきます。今回は、夏に気をつけるべき熱中症についての予防と対処法をお伝えします。



熱中症対処法 涼しい場所で、脇の下や足の付け根を冷やす。 脇の下・太もものつけねなどを冷やす。 飲むようであれば水分を少しずつ頻回に取らせる。

民事・刑事・相続遺言・不動産関係・借地借家・離婚・破産・債務・損害賠償・交通事故

- 横浜弁護士会所属 弁護士 伊藤 平信 弁護士 徳久 京子 弁護士 伊藤 信吾 弁護士 安永 佳代 弁護士 鈴木 芳美 弁護士 片倉 亮介 弁護士 齋藤 佐知子



弁護士法人

相模原法律事務所

http://sagami-law.jp/



相模原法律事務所 相模原市中央区富士見6-6-1 大貫ビル2階

広告制作・編集プロダクション

広報誌・タウン誌制作、印刷デザイン、自分史・記念誌制作 この「ダイワパートナーズ通信」を制作させて頂いております!

HARUエンタテイメント 日本脚本家連盟・日本放送作家協会 所属

相模原事務所 〒252-0231 相模原市中央区相模原2-2-17-502 TEL:042-754-6888 FAX:042-754-6889 横浜本社 〒241-0031 横浜市旭区今宿西町162 TEL:045-953-0708

株式会社 共和のリフォームブランド
 トゥサース
TWOTHIRDS
 すまいをしゅみにしませんか

株式会社 共和の、住まいのリフォームブランド『TWOTHIRDS』(トゥサース)が発足され、前半年が経ちました。私たち、TWOTHIRDSは無垢の木材や、スタッコ・珪藻土などの壁装材、自然素材のもつ良いところを取り入れ『その人らしさ』を感じられるような住まいづくりをご提案させて頂くことをコンセプトにした、住まいのリフォームブランドです。

自然素材を取り込んだリフォームやリノベーションのご提案はお客様に大変喜ばれ、視覚的にはもちろんのこと、素足でさらりと気持ち良く冬でも冷たくない無垢の床や、調湿や防臭効果のあるタイルやスタッコで塗られた壁は、機能的にも優れた素材として実際にお住まいになられ、実感して頂きました。私たちにとってご提案させて頂いたプランが形になり、喜んで頂けることが何よりの励みになります。今後とも是非お気軽にご相談下さい。

賃貸物件のリフォームアイデア

さて、個人のお宅では自然素材の良さを実感、認識して頂きましたが賃貸物件のマンションやアパートではなかなか無理なのでは・・・というご意見があるのではないかと思います。確かに、個人宅では美しさを保てる自然素材ですが、何分デリケートなものです。

賃貸住宅でしたら無垢材や自然素材は使用しなくても、自然素材の色味や柄、時代の流れを踏まえた色味を出しインテリアに少し洗練されたエッセンスを取り入れることで他との差別化が出来るのではないかと思います。今でしたら、シックで洗練された感じや、床を色の薄いものや反対に濃いもの、壁の一面だけクロスの色を変えるなどが流行しています。

また、清潔感がありお手入れのしやすい耐久性のあるものや、使いやすく便利な収納を設置するなど少しの配慮で消費者の気持ちが動かされるのではないかと思います。

TWOTHIRDSでも賃貸物件に現代の風潮を取り入れたリ、ランニングコストが掛からず長期に渡りご使用して頂けるようなプランをご用意しております。どうぞお気軽にご相談下さい。スタッフ一同お待ちしております。



大胆に天井まで壁面一面に収納を設えました。1ROOMで家具を持ちたくない大学生街のアパートなどに。



キッチンまわりは、キッチンパネルとツール架けを設置することで清潔感を保て、使いやすさが得られます。



ツール掛けは調理をしながら調理器具がサッと取れ、収納場所もとりません。



キッチンパネルは油はねなどの汚れもしみこまず拭き掃除できれいになります。

TWOTHIRDS

すまいをしゅみにしませんか

WEBサイト
『すまいをしゅみ』
で検索!

<http://twothirds.kyowa.bz>

株式会社 共和
 〒252-0236
 神奈川県相模原市中央区富士見3-12-18
 電話：042-769-5900 F A X：042-769-5901

ちょっと気になる
相続・事業承継
 の話し



「借地権の更新」
 資産相談のセカンドオピニオン
 株式会社 仲寛
 神奈川東海老名市柏ヶ谷 1043
 オークハイツ 1F
 ☎046-292-7550
<http://www.shin-kan.jp>

今回は、借地の「更新」のお話です。
 期間の定めのある借地契約は、地主と借地人の双方が合意して解約しない限り、原則としてその期間満了をもって更新されます。更新後の借地契約の期間は、旧法でいえば堅固な建物で30年以上、非堅固(木造)な建物で20年以上とされています。この場合、双方が話し合えば更新するものを「合意更新」と言います。また、条件が折合わず地主の合意が得られない場合でも、借地人は「法定更新」という法の保護のもとに借地権を失いません。
 そこで、更新が行われる場合、通常は「更新料」の支払いが発生します。
 更新料は、借地の「更新」のお話です。
 法律上、必ず支払わなければならないものではないかもしれませんが、契約書に明記されている場合や過去に更新料を支払った経験がある場合は、更新料を支払う旨の合意の存在が明確な時は、支払う義務があります。
 以上のことを逆に言えば、更新料の支払いは取決め等がない限り、支払義務はありません。更新料の額は、借地権価額の2~10%(5%が基準)と言われており、借地権割合は路線価図によるのが一般的です。
 借地期間は20年以上が通常ですから、更新すれば代を超えて貸し続けられます。契約当初の事情や、途中での賃貸条件交渉のやり取りは、代を重ね続けると少しずつ不明確になり、過去を知る人がいなくなりますが、その食いついて探めてしまうこともありません。
 長い付き合いですので、借地人も居住するばかりでなく、途中の生活状況等で、売却や建替え・増築等することもあり得ます。その時には地主の承諾が必要になります。双方が「お互い様」という考えで更新料を支払い、なるべく円満なカタチで合意更新することをお勧めします。

資産相談のセカンドオピニオン
 株式会社 仲寛
 神奈川東海老名市柏ヶ谷 1043
 オークハイツ 1F
 ☎046-292-7550
<http://www.shin-kan.jp>

雨の日も花粉の日も洗濯日和
ノーリツ ドライホット
 雨の日や梅雨時でもふっくら乾燥
リンナイ RDT-51SA

梅雨撃退のガス機器①
ノーリツドライホット
 浴室の湿気は、カビや結露の原因となります。換気乾燥は、温風で浴室全体を乾燥させながら換気し、イヤなニオイも排出。洗濯物も温風で、ふんわりやわらかく乾かすことができます。
 冬場は暖房機能でヒートショックを予防。壁掛けと天井カセットの2タイプがあり、浴室環境によつて選べます。

梅雨撃退のガス機器②
リンナイ RDT-51SA
 雨の日や梅雨時のお洗濯、帰宅してからの夜の洗濯にうんざりすることはありませんか? ガス衣類乾燥機なら、天気左右されることなく除菌効果が高いパワフルな熱風で乾燥します。外干しの必要がなくなるので、花粉の季節にも最適です。しかも電気式の半分以下の時間でスピーディーに乾燥終了。家事の負担も軽く、静かに清潔にふっくら乾燥します。

●サマーセール開催中!
 6月1日から7月31日までサマーセールを開催中。ガス機器からリフォームまで、快適な暮らしを提案します。
 住所 相模原市中央区相生3-14-15
 営業時間 10:00~17:00まで
 休館日 水曜日

中央液化ガスからお知らせ
梅雨のジメジメ撃退!
ガス機器で快適空間
 じめじめとした梅雨の季節になりました。この時期に気になるのは、乾かない洗濯物や浴室のカビではないでしょうか。今回は、そんな悩みを解消するガス機器をご紹介します。

中央液化ガス株式会社
 相模原市中央区由野台2-33-7
 TEL: 042-752-5027代
 担当営業 伊藤
<http://www.chueki-gas.co.jp>

賃貸経営のオーナー様をサポートいたします!

相模ダイワの一括借り上げシステムにお任せ下さい

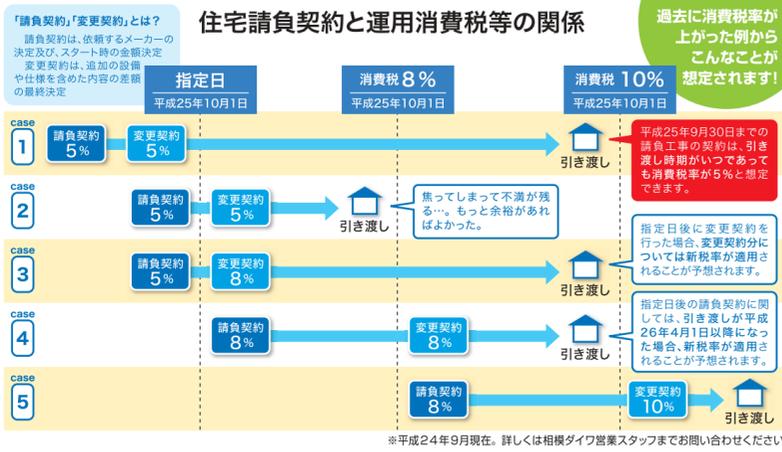
- 一括借り上げだから、家賃滞納・空室の心配がありません
- 管理・集金などすべての業務は相模ダイワが行います

約7,000件を管理中!

主な管理住宅地域 相模原市・町田市・座間市 厚木市・大和市・海老名市

地域に根差したネットワークでお客様のお役に立ちたい

相模ダイワ
 株式会社 相模ダイワ
 賃貸センター 確かな明日を!
<http://sagami-daiwa.com/>
 電話：042-752-8301
 〒252-0232 神奈川県相模原市中央区矢部 1-14-1



point 1 来年は駆け込み需要ラッシュ!
前回の消費税引き上げ時でも、建築需要のピークは前年でした。来年になると予定通りのスケジュールを組めなくなる可能性があります。

point 2 打合せから引き渡しまでを考えて!
打合せ開始から引き渡し、外構の完成まで、長期に渡ります。スケジュールが肝心ですので、早めに行動しましょう。

point 3 建て替えはスムーズにいかないことも!
老朽アパートの建て替え計画は、入居者様立ち退きに時間を割く必要があります。建築プランを検討する期間も含めると、すぐ行動に移すことをお勧めします。

消費税が上がると予算も多くなります!

5,000万円の建物を購入する場合		
税率	5%	8%
税額	250万円	400万円
その差	150万円	250万円

相模ダイワからのお知らせ

消費税アップ目前！ 早めのスタートが肝心!

消費税率が2014年4月1日(8%)、2015年10月1日(10%)に税率が引き上げられることが検討されています。この増税により、駆け込み需要などの様々な影響が考えられます。今回は、土地活用や家づくりに関する消費税増税の影響をご紹介します。

早めの計画立て
消費税率の増税は、住宅請負契約や運用消費税等に影響を及ぼします。過去に消費税が上がった時に影響を及ぼした時期がいつであっても、事前に準備をしておくことが重要です。

消費税率の適用
消費税率の適用は、住宅請負契約や運用消費税等に適用されるかどうかで変わります。また指定日後に変更契約を行った場合は、変更契約分については新税率が適用されることが予想されます。

消費税率の適用率
消費税率の適用率は5%と想定されます。また指定日後に変更契約を行った場合は、変更契約分については新税率が適用されることとなります。

また相模ダイワの基礎控除枠も変更されます。 左記表をご確認ください。

詳細については、相模ダイワ営業スタッフまでお問い合わせください。

相模ダイワの基礎控除枠の変更

相模ダイワの基礎控除		
控除項目	現行	改正
定額控除	5,000万円	3,000万円
法定相続人比例控除	1,000万円 × 法定相続人数	600万円 × 法定相続人数

税率の見直し		
1,000万円以下	10%	-
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
12億円超	55%	7,200万円

株式会社相模ダイワ 実務者研修会を実施しました

この研修会は、入居者様やオーナー様からのクレームゼロを目指すための開かれるもので、本年度の施工不具合箇所削減目標を「見る目気づく」予知する目、たゆまぬ努力で築こう信頼！と定め、さらなる研鑽を日々積んでいます。

この日は、社会保険労務士の安藤佑弥氏を招き、「健康保険制度」について講義を受けた後、株式会社相模ダイワ社員が講師を務めた「小さな心で大きな収穫」を実施。作業中に見落としがちな不具合要因をケースごとにまとめ、対策方法を詳しく解説しました。参加者はメモを取りながら熱心に講師の話に聞き入っていました。

来賓挨拶で長谷川太一社長は「社会情勢が大きく動いているが自分たちができることをコツコツやるのが大切。これをチャンスと捉え、一層成長につなげていこう」と力強く訴えました。

相模ダイワ協会で目指す「クレームゼロ」を目指し、一層前進してまいります。今後とも宜しくお願い致します。

率に違いが出ることを予測されています。早めのスケジュール立てを行い、行動に移すことができれば低い税率のままとなります。

このため、税率アップ前に対策を行い、早めの計画立てを実施することを勧めたいと思います。

また相模ダイワの基礎控除枠も変更されます。左記表をご確認ください。

詳細については、相模ダイワ営業スタッフまでお問い合わせください。

株式会社相模ダイワ 協力会役員

木村 畳店 代表 木村 寛之 相模原市緑区下九沢1-48-6 TEL 042-763-1780 FAX 042-763-2747	Back Door Factory 代表 座間 修 相模原市中央区中央2-3-15 エケセル1F TEL 050-1151-2194 FAX 050-1151-2194	有限会社 河内 経師店 代表取締役 河内 泰 相模原市南区相模台7-36-3 TEL 042-756-1715 FAX 042-756-1715	株式会社 共和 代表取締役 石田 文雄 相模原市中央区富見3-12-18 TEL 042-769-1590 FAX 042-769-1590 URL http://www.kyowa.jp/	宮田住装 株式会社 代表取締役 宮田 隆彦 相模原市南区麻溝台3-18-16 TEL 042-743-0116 FAX 042-743-0116
---	---	---	---	---

いざという時のための 教育資金の一括贈与に係る 贈与税の非課税

MBC 合同会計事務所 中山吉晴です。お孫さんがたくさんいるKさんのお話して、教育資金の贈与について疑問があるようです。

(1) 学校等に直接支払われるもの
①幼稚園、小中高校、大学、大学院、高等専門学校、専修学校、各種学校
②保育所、外国の教育施設のうち①に相当するもの
③職業能力開発総合大学など
上記に支払われる入学金、授業料、保育料、施設設備費、証明書手数料、学用品の購入費、修学旅行・遠足費、学校給食費その他

(2) 学校等意外の者に直接支払われるもの
学習塾、家庭教師、そろばん、習字、茶道、スイミング、ピアノ、バレエ教室など受贈者の教養、知識、技術、または技能の向上のために支払われる金銭、あるいは(1)の学校等に教育に伴って必要と認められた物品の販売店への支払いに充てるための金銭。

中山「「平成25年4月1日から1500万円まで孫に教育資金を贈与しても、贈与税がかからないんだって?」
中山「30歳未満の方が直系尊属から贈与された教育資金とされていますから、該当すれば、孫だけじゃなく、子でもいいんですよ」
Kさん「そんなに若い子供はいないな。それで、どうやって贈与すればいいんだね?」
中山「銀行等で教育資金管理契約を結んで専用の口座を作り、教育資金の支払いと同時に、銀行等が領収書等を確認して記録保存します。」
Kさん「そうか、個人的には贈与でいいんだね。支払いも銀行が管理するんだ。」
中山「そうですね。30歳未満の方が、30歳になったときに教育資金で使えば非課税。残ったその金額に贈与税がかかります。」
Kさん「教育資金ってどんなものが認められるのかわね?」
中山「表の(1)のもの」

MBC 合同会計事務所
相模原市中央区相模1-11-7
TEL 0427585601
FAX 0427585601
E-MAIL mbc@ade.dine.jp

夏の風物詩 風鈴を愛でる

季節の特集
つついエアコンに頼りがちな夏ですが、日本には涼を演出する工芸品があります。今回は、そんな夏の風物詩、風鈴について特集します。

夏の季節にもなっているように、風鈴は我々日本人にとって馴染み深いもの。しかし、民家の軒先に風鈴を吊るすようになったのはいまから何年か、あまりはつきりしていません。

寺のお堂に吊るされている「風鐸」(ふうたく)というものがありますが、これは青銅製の小さな鐘のような形をしています。風が運んでくる邪気を、音によって祓う目的があるそうです。

夏の風物詩、風鈴を愛でる。ガラスや金属、様々な風鈴。風鈴といえばガラス製のものを想像しがちですが、現在は様々な材質のものを作られています。鉄や青銅はポピュラーですが、木炭や陶器、水晶の風鈴もあります。

ガラス製のものは最も知られているのは江戸風鈴ですが、実は江戸風鈴と呼ばれるのは昭和に入ってからのことです。江戸時代には、ガラス製の風鈴が江戸中で流行したそうです。

エアコンも扇風機も無い時代、人々は風鈴の音を聴きながら、涼の風情を感じることで暑さを乗り切っていたのでした。

節電傾向にある昨今、空き缶やペットボトル、小さい植木鉢などを使った手作り風鈴も小さな流行になっています。

これから夏本番、「涼」を呼び込む風鈴に耳を澄ませてみてはいかがでしょうか。

【利回り向上10%】ご相談下さい!

管理会社変更で **ウイツ** Wits Community Hayabusa city

「顔の見える管理」を目指して マンション管理の **ウイツ**

○マンション総合管理業務 ○ビル管理業務 ○大規模修繕工事業務 ○リフォーム業務

【本店】〒252-0231 神奈川県相模原市中央区相模原4-7-10 エス・プラザビル1F
TEL. 042-758-9123 (代) FAX. 042-758-8123 市営住宅専用回線 042-730-2772

【東京支店】〒160-0022 東京都新宿区新宿2-6-4 KN新宿ビル3F
TEL. 03-5368-1211 FAX. 03-5368-1214

【横浜支店】〒244-0805 神奈川県横浜市戸塚区川上町90-6 東戸塚ウエストビル9F
TEL. 045-825-4161 FAX. 045-825-4162

<http://www.wits-com.net/>
042-758-9123